

日比谷しまね館ご縁ステージ活用の手引き

しまねブランド推進課
島根県東京事務所

この手引きは、日比谷しまね館ご縁ステージ（以下「ご縁ステージ」という。）を利用し販売等を実施するにあたり必要な事項を記載していますので、申し込み前に必ずご確認ください。

1. 利用できる場所・面積及び設備

場所：別紙平面図のとおり

面積：約10㎡

設備：冷凍・冷蔵ショーケース

簡易調理用電源

※IHクッキングヒーター、ホットプレート等は、各自でご準備ください。

炊飯器、電子レンジ等の使用については、物販受託事業者にご相談ください。

2. 準備・撤収について

ご縁ステージの準備・撤収については、以下の項目に従って行ってください。

(1) 使用する機材、備品、物品等の搬入・搬出

日比谷シャンテ営業規則に基づき以下の事項を順守してください。

(会社＝東宝)

日比谷シャンテ営業規則（抜粋）

（商品等の搬入搬出）

第12条 商品その他物品の搬入搬出は次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 搬入搬出口は地下3階荷捌場のみとし、人荷用エレベーターを使用するものとし、客用またはその他の玄関口等よりの荷物の搬入搬出は禁止する。なお、エレベーターの寸法は以下のとおりとする。

No.	扉巾 (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)
12	900	2,100	1,000

- (2) 重量物、長大物の搬入搬出は事前に会社へ届出書を提出し、運搬方法、搬入搬出口、時間、経路について会社の指示に従うものとする。
- (3) 会社は、必要に応じ搬入搬出の時間及び車両台数を制限し、または別に荷捌き場、経路を変更することがある。

なお、駐車場に入ることの出来る車両の大きさは以下のとおりとする。

車巾 (mm)	長さ (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)
2,000	5,600	2,500	3,000

(荷捌き場及び台車の利用)

第13条 荷捌き場(地下3階駐車場内)の用途は、次の各号による。

- (1) 商品の仕入れ、発送に必要なもの
- (2) 内装変更等店舗内の工事に必要なもの。

なお、作業員の車両は駐車できない。

2. 荷捌き場及び台車の利用については次の各号による。

- (1) 荷捌き場での車両の出入り及び駐車等については、会社の指示に従うものとする。
- (2) 荷捌き場は常に清潔、整頓に留意し、滞貨しないようにすること。
- (3) 台車の仕様に際しては、器物、施設等を損傷しないよう、また顧客の迷惑にならないよう充分注意すること。

3. 荷捌き場の出入りは以下の時間内に限る。

平 日：午前7：00～午後10：00
土 曜 日：午前7：00～正午12：00
日曜・祝日：午前8：00～正午12：00

(以下略)

ただし、上記営業規則にかかわらず、ご縁ステージの利用にあたっての準備・撤収は、原則として、日比谷シャンテ営業時間(11:00～20:00)外で行ってください。やむを得ず営業時間内に行う場合は、来館者や物販の妨げにならないよう、スタッフの指示に従ってください。

★食材等の受け取りについて

試飲・試食で提供する食材で、冷蔵又は冷凍により保存が必要な食材を前日までに搬入・受け取りが必要な場合は、必ず事前に申し出てください。

冷蔵冷凍機器の空き状況によっては、時間や量の調整をお願いすることもありますのでご承知ください。

(2) ご縁ステージの使用

ご縁ステージでは、簡易な調理(切る、温める、盛り付ける)が可能です。

飲食品(試飲・試食用を含む)を提供するにあたっては、食中毒防止の観点から、本手引き4. のことにご注意ください。

(3) 設営及び備品の使用

会場の設営や準備は、原則として営業時間外で行ってください。

しまね館が貸し出す備品類以外の備品や、試食・試飲に必要な什器類は、利用者の責任において用意してください。

また、レンタル等による備品等の搬入搬出がある場合は、上記(1)に従って

ださい。

なお、貸し出した備品類が故障及び破損した場合には、利用者で弁償していただきます。

(4) 撤収

利用者は、ご縁ステージの清掃を行ったうえで、しまね館スタッフの指示に沿って既設の設備・機器・用品を所定の状態に復帰してください。しまね館スタッフより個別の指示がある場合は、それに従ってください。

発生したゴミの処理については、利用者の責任において処理いただきます。

3. ご縁ステージにおける県産品販売について

次の(1)に掲げる許可範囲内の商品を販売することができます。

(1) 営業許可一覧

- ①酒類販売業
- ②飲食店営業
- ③菓子製造業
- ④乳類販売業（専ら陳列ケースにより販売する営業に限る）
- ⑤食肉販売業（容器包装に入れられた食品を仕入れた状態のまま販売する営業に限る）
- ⑥魚介類販売業（容器包装に入れられた食品を仕入れた状態のまま販売する営業に限る）
- ⑦アイスクリーム類製造業
- ⑧食料品等販売業

(2) 県産品販売の目的

県産品販売は利益追求を一義的な目的とせず、首都圏販路開拓のためのテストマーケティング、産品・産地情報の発信、地域や県産品のファンづくりなどを主な目的に行うことを原則とします。

(3) 販売できる県産品

次の項目に該当するものであることを原則とします。

①島根県産品

島根県産品とは、次のア～エのいずれかを満たすもの

ア. 県内で生産又は採取された産品

イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

なお、食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関

する各法令の内容に適合しているもの

②その他、日比谷しまね館館長（以下、館長という。）が認めるもの

（４）販売県産品の事前手続き

①館長は、提出された出展申込書に記載された内容に基づき、物販受託事業者と協議の上、実施日の２週間前までに販売できる商品について承認します。

②出展が承認された場合、別途、物販受託事業者が求める出展確認書を提出してください。

（５）商品の搬入

当日または前日の営業時間外（午前９時～１１時、午後８時～１０時）に搬入してください。

また、冷蔵や冷凍での保存が必要な生鮮野菜、果物等の産品は、原則として当日に搬入してください。ただし、館長が認める場合に限り、前日に搬入できる場合がありますので、あらかじめご相談ください。（上記２（１）★と同様の扱いとなります。）

（６）利用料（販売手数料）

①売上を伴わないものは無償とします

例：試飲・試食によるアンケート調査のみの場合

②売上を伴う場合（有償による試飲・試食を含む）は、売上に応じた販売手数料を利用料として徴収します。手数料率は出展申込時に物販受託事業者との協議とします。

（７）会計処理

県産品販売に伴う金銭の授受や会計処理等については、日比谷シャンテ営業規則に基づき、日比谷しまね館が行うこととします（テナントで一括処理を行う必要があります。また、消費者保護の会計処理の明確化の観点に従って、物品の收受、検品、商品表紙の確認、値付けレジ処理などを行う必要があることから、物販受託事業者が代行します）。

については、利用者は、利用要綱に定める「日比谷しまね館出展申込書」（以下「出展申込書」という。）提出時に、出品商品に関する情報を必ず記載してください。

（販売する物品の特性等によりこれに依りがたい場合には、あらかじめご相談ください。）

（８）販売手数料の精算

利用者は、物販受託事業者から提出される売上集計を確認し、売上集計の内容に沿った請求書をイベント実施日の翌月１０日までに物販受託事業者へ送付してく

ださい。

物販受託事業者は実施日の翌月末までに、売上金額から販売手数料を控除した代金を振り込むことで精算完了とさせていただきます。

4. 飲食品の有償提供について

ご縁ステージは、物販受託事業者が東京都から、飲食店営業の営業許可を得ていますので、利用者は次に記載する条件に従い、料理や飲み物（酒類含む）の有償提供が可能です。

(1) 調理・提供

食品衛生管理者の指示に従い、利用者の責任において調理・提供作業を行っていただきます。調理は簡易なもの（切る、温める、盛る）に限られますが、食品の衛生管理については、十分にご注意ください。

なお、当該販売等に起因する食中毒等に対する補償は、利用者の責任において行ってください。

(2) 衛生管理

利用者は、調理器具、食器等を利用する前に必ず汚れやほこり等が無いか、状態を確認することとし、常時、調理台、椅子、床等の清潔を保ってください。

なお、食器等は、原則、使い捨てのものを使用することとし、利用者で準備及び廃棄を行ってください。

(3) 他テナントへの配慮

著しく臭いが出るものについての調理はお断りします。

また、共用部における客の呼び込みはできません。他テナントの営業に影響があるような大声での呼び込みもご遠慮ください。

(4) 利用料、会計処理、精算

料理や飲み物を有償により提供する場合は、県産品の販売と同様の手続き（上記3. (6) ②、(7)、(8)) を承諾いただいたうえで物販受託事業者が会計処理を行います。

(5) キッチン設備、調理器具

キッチン設備は必ず取扱説明書に定められた方法で使用することとし、しまね館スタッフ等から指示がある場合には、これに従ってください。